

(様式第2号)

平成21年度第1回芦屋市景観認定審査会 会議要旨

日時	平成21年7月23日(木) 18:00~21:00
会場	北館2階 第3会議室
出席者	芦屋市認定審査会 会長 荏原 明則 委員 山下 淳, 岡 絵理子, 花田 佳明, 宮前 保子 芦屋市都市景観審議会部会(芦屋市都市景観アドバイザー会議) 部会長 小林 郁雄 委員 小浦 久子, 末包 伸吾, 嘉名 光市 事務局 都市環境部参事 砂田 章吉, 都市計画課主幹 東 実 都市計画課主査 鹿嶋 一彦, 都市計画課課員 柴田 陽子, 神足 雄太
(事務局)	都市環境部都市計画課
会議の公開	■ 非公開 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより, 当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 芦屋市都市景観審議会部会(芦屋市都市景観アドバイザー会議)との今後の運営に関する意見交換

イ 景観地区内における建築物等の認定状況について

ウ その他

(3) 委嘱式

2 審議経過

(1) 芦屋市都市景観審議会部会(芦屋市都市景観アドバイザー会議)との今後の運営に関する意見交換

(事務局) <芦屋景観地区の決定に至る経過, 決定の内容を説明>

アドバイザー会議による協議では申請者側は協議時には既に計画が固まっており, 協議による変更などはあまり望めない状況であった。法に基づく制度にすることで景観行政を執行あるものとする目的で景観地区の決定に至った。

(委員) アドバイザー会議の協議内容について事前に認定審査委員は情報を得られた上で審査することでアドバイザー会議の協議が有効に生かされるのではないかと。

(事務局) アドバイザー会議と認定審査会は独立したものであり、各会議の委員が直接情報のやりとりを行うのは好ましくない。

事務局が案件の概要説明とともにアドバイザー会議での協議内容などを認定審査委員に伝えることはできる。

また、認定申請時に申請者から提出される見解書で協議による指導内容が反映されているかが分かる。

(委員) 定性的な基準の考え方は、これからの認定審査会を重ねて積み上げていくものになると思われる。計画地によって景観特性が異なるので、認定、不認定のラインを設けることは難しい。事例を積み上げることで、景観特性に応じたボーダーラインが見えてくることになると考えられる。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

(事務局) <7月1日から7月23日までの認定状況を説明>

認定件数

・建築物の新築	20件
・建築物の増築	2件
・建築物の色彩の変更	5件
・工作物の新設	1件

(委員) その他の建築物は壁面の色彩だけではなく、一般基準で周辺の景観との調和がなされているのかが審査されるべきであるが、今回の報告資料ではそれらの審査内容が判断しにくいので、次回から認定審査会に認定状況の報告として、認定状況の一覧表、その他の建築物の色彩基準はクリアしているが大規模建築物の色彩基準をクリアしない物件の位置図、配置図、立面図、周辺写真を資料とし、その審査について確認を行うものとする。

(3) その他

次回以降の開催は毎月第4月曜日の午後4時からとし、大規模建築物の認定申請がない場合は中止とする。中止の連絡は1週間前までに各委員へ行うこととする。